

新規開業貸付－経営者保証免除貸付のご案内

経営者保証に依存しない融資で開業を支援します

1 融資対象者

次の(1)から(2)のいずれかに該当し、かつ(3)又は(4)に該当する方

- (1) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、事業着手後営業を開始していない方又は営業を開始して1年未満の方。なお、事業を営んでいない個人が個人事業主として営業を開始した後に法人成りし、個人事業主として営業を開始した日から起算して1年未満の会社を含む。
- (2) 中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が県内で事業を開始する具体的な計画を有する方
- (3) 取扱金融機関から、当該貸付額に対する1割以上の額のプロパー融資を、経営者保証なしで同時に受けられる方
- (4) 融資申込時まで、取扱金融機関において経営者保証なしのプロパー融資の借入残高がある方

2 融資条件

融資限度額	500万円 ※ただし、新規開業貸付(限度額3,500万円) とあわせ、3,500万円までとする
融資利率	年0.60%(固定利率)
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)
資金使途	設備資金及び運転資金
担保・保証人	不要
信用保証	必要

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎(078)362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。